

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人豊田理化学研究所(以下「当財団」という。)におけるコンプライアンスに必要な事項を定め、もって適正かつ公正な業務遂行及び当財団の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、法令及び当財団規程等を遵守することをいう。

(他の規程等との関係)

第3条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスに別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(役員及び職員の責務)

第4条 役員及び職員は、当財団におけるコンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、高い倫理観を持って行動しなければならない。

- 2 全ての役員及び職員は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 反社会的勢力との関係及び取引行為
 - (2) 人種差別及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメント行為
 - (3) 官民を問わず汚職や賄賂などの行為
 - (4) 所内で知りえる顧客並びに当財団の機密情報を第三者に漏洩する行為
- 3 前項各号に掲げる行為を行った役員及び職員については、就業規則等に基づく処分が課されるものとする。

第2章 コンプライアンス推進体制

(総括責任者)

第5条 当財団のコンプライアンスを推進する総括責任者(以下「総括責任者」という。)は、業務執行理事とする。

(推進責任者)

第6条 前条及び第9条第1項の業務を補佐させるため、総括責任者の下に、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、事務局長が充たる。

3 推進責任者は、総括責任者の指示に基づき、役員及び職員の意識向上や関係諸規程等の整備など、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じるものとする。

(役員会の役割)

第7条 コンプライアンスに関する重要事項は、理事会の決議を経て理事長が決定する。

第3章 コンプライアンス違反の防止措置

(防止措置)

第8条 総括責任者は、法令及び当財団規程等の違反を防止する観点から、役員及び職員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な措置を講じるものとする。

2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、推進責任者に対し必要な指示を行うものとする。

(内部監査)

第9条 総括責任者は、コンプライアンスに関し、必要に応じて内部監査を実施するものとする。

2 推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、法令及び当財団規程等の違反防止に努めなければならない。

第4章 コンプライアンス違反への対応

(報告)

第10条 職員は、法令及び当財団規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実を把握した場合、速やかに推進責任者にその内容を報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた推進責任者は、総括責任者に報告しなければならない。

(相談窓口)

第11条 前条第1項の報告を行わない合理的な理由がある場合において、当該職員はその

報告を行わず、規程等に定める通報窓口等及び総務グループリーダー（以下「通報窓口担当者」という。）に通報することができる。

- 2 前項の通報を受けた通報窓口担当者は、推進責任者へ報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた推進責任者は、総括責任者に報告しなければならない。

（報告者の責務）

第 12 条 法令及び当財団規程等の違反に係る報告又は通報を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告又は通報を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

（調査及び措置）

- 第 13 条 第 10 条第 2 項又は第 11 条第 3 項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて法令及び当財団規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実の事実関係について、推進責任者に調査を指示できるものとする。
- 2 前項の調査を指示された推進責任者は、調査結果を総括責任者に報告しなければならない。
 - 3 総括責任者は、前項の調査の結果により必要と認める場合には、他の規程の定めるところにより、適切な措置を行うものとする。

（適切な配慮）

- 第 14 条 推進責任者は、本規程に基づく対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされなければならない。
- 一 通報した者及び報告を行う者又は法令及び当財団規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。
 - 二 法令及び当財団規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
 - 三 法令及び当財団規程等に違反し、又は、違反する恐れのある事実に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。

第 5 章 雑則

（雑則）

第 15 条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 3 月 10 日理事会決議)